

平成29年度 流山市農地利用最適化推進施策に関する追加意見

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への育成・支援

- ・新規就農者、親元就農者、定年帰農者などに補助金だけではなく、様々な支援を手厚くすること。
- ・農産物直売所の建設・更新・拡張を行うこと。直売を行っている農家や販売所、農産物への思い入れ等を知ることができるPR動画を作成すること。
- ・地元産農産物を扱っている商店の表示やお知らせマップの作製、市民まつり等での積極的活用など、地産地消の取り組みに対する援助を強めること。
- ・新川耕地は、1区画が10アール以下の小規模面積で耕作している。先ず、第1段階で20～30アールを1区画とした面積に集約すべきである。今後の営農を継続するため、若手耕作者、地元農業委員、農地利用最適化推進委員、地権者等の関係者での協議会設立を検討すること。

2 耕作放棄地の発生抑制・解消について

(1) 遊休農地対策の拡充

- ・多様な家族経営をできるだけ多く維持し、農業を続けたい人すべてを支援すること。
- ・地域特産物の振興、農家経営に対する援助を強めるのと同時に、小規模農家及び親元就農者への援助など、実態に合わせた施策を充実すること。

3 農業振興地域整備計画の策定について

(1) 農業振興地域整備計画の策定の検討

- ・農業振興地域を指定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる農業振興地域整備計画の策定を検討すること。

また、この整備計画策定においては、土地所有者の意見を聴くだけでなく、若手農業者や女性農業者などのこれからの農業の担い手や土地改良区等の農業団体に対しても意見を聴取し、農家経営などの実態調査を行い、市内農家の現状を把握すること。

さらに、この整備計画策定の際には、近隣市との調整も行い、平成32年度からの新総合計画や都市計画上の整合を十分図り、財政的裏付けを持った施策展開を図ること。

(2) 地域の合意形成

- ・地権者の高齢化、農業後継者難で、農地の売却を希望している方が増えている。農地の貸し手に対する協力金などを考慮して、地域の合意形成を図ること。

(3) 都市と農業等の共生を目指す条例づくり

- ・「農のある町づくり」、「食と農が支える地域づくり」など、都市と農業などの共生を目指す条例・宣言づくりを行うこと。